

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

原告第3準備書面

(被告提出準備書面(1)に対する認否)

2025(令和7)年1月31日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

同 弁護士 佃 克彦

(連絡担当) 同 弁護士 堀田 有大

原告は、被告提出準備書面(1)に対し、次のとおり認否反論を行う。

略称は従前の例に従う。

第1 「第2 被告の主張」に対する認否

- 1 「1 平成31年最判から本件除名処分が司法審査の対象となるという結論を導きだすことはできない（原告第1準備書面第2・2に対する反論）」

第1段落は認める。

第2段落は認める。

第3段落は認める。

第4段落は認める。

第5段落は争う。

第6段落は争う。

第7段落は原告が地域政党「減税日本」判決を引用して当該主張をしていること及び同判決の判示の限りで認め、その余は争う。

2 「2 部分社会の法理と最高裁」

(1) 「(1)原告の主張」

認める。

(2) 「(2)これまでの最高裁判決と「部分社会の法理」

第1段落は認める。

第2段落は、これまでの最高裁判例が地方議会、労働組合、大学、政党、宗教団体などそれぞれの団体が行った判断に対して司法審査が及ぶかを判断したとの限りで認め、その余は争う。

第3段落

ア ア

認める。

イ イ

第1段落は認める。

第2段落は不知。

ウ ウ

被告が引用する書籍に当該記載があるとの限りで認め、その余は争う。

エ エ

第1段落は認める。

第2段落は当該最高裁判例解説が記載されているとの限りで認める。

第3段落は争う。

- (3) 「(3)「政党の内部的自律権に属する行為」については、最高裁袴田事件判決が先例としての意義を有している」

第1段落は最高裁が富山大学単位不認定訴訟裁判において「特殊な部分社会」という表現をしたことがあるとの限りで認め、その後当該表現が見られないことは不知、その余は争う。

第2段落は最高裁袴田判決が当該判示をしているとの限りで認める。

第3段落は認める。

第4段落は争う。

3 「3 政党の除名処分などの自律的判断と「法律上の争訟」の関係」

(1) 「(1)本件除名処分の当否は「法律上の争訟」にはあたらない」

第1段落は原告が当該主張をしているとの限りで認め、その余は争う。

第2段落のうち、第1文は認める。第2文は争う。「板まんだら」訴訟最判における「法律上の争訟」の定義は、原告第1準備書面の第2の3(1)第3段落のとおりである。第3文は、当該最高裁判例解説に当該記載があるとの限りで認め、その余は争う。第4文は認める。

第3段落のうち、第1文は政党の除名理由に様々な事由があること、本件除名は原告の言動の内容を被告が問題にしているとの限りで認め、その余は争う。第2文は争う。第3文は争う。

(2) 「(2)損害賠償請求においても本件除名処分は司法審査の対象等
はならない」

第1段落は争う。

第2段落は争う。

第3段落は認める。

第4段落は争う。

第5段落は認める。

第6段落は争う。

4 「4 最高裁は「身分の得喪」かどうかを基準にして司法審査の
対象とすべきかどうかを判断しているものではない」

(1) (1)

第1段落は認める。

第2段落は認める。

第3段落は昭和35年最大判が当該判示をしているとの限りで
認め、その余は争う。

第4段落は原告が引用する判決が当該事案であるとの限りで認
め、その余は争う。

(2) (2)

第1段落は認める。

第2段落は争う。

第3段落は袴田最高裁判決が当該判示をしているとの限りで認め、その余は争う。あえて「除名」を「その他の処分」より前にくくり出している以上、除名とその他の処分が区別されていることは明らかである。

第4段落は争う。

5 「5 令和2年最高裁判決は、政党の処分には適用されない」

第1段落は認める。

第2段落は被告が当該反論をしたとの限りで認める。

第3段落は認否の対象ではないため除外する。

第4段落は認める。

第5段落のうち、第1文は不知。ただし、積極的に争うものではない。第2文は不知。ただし、積極的に争うものではない。第3文は不知。ただし、積極的に争うものではない。第4文は認める。第5文は、地方自治法等の諸法令と地方議会の議員規則等の定めがあることは公知の事実のため認否から除外し、地方議会の議員については選挙で選出されていること及び一定のことが司法審査の対象となるとの限りで認め、その余は争う。

第6段落のうち、第1文は不知。ただし、積極的に争うものではない。第2文は当該袴田最高裁判決及び裁判例が当該判示をしているとの限りで認める。

第7段落は争う。

6 「6 本件除名処分を理由とする損害賠償請求訴訟であれば本件除名処分が司法審査の対象となるという主張は成り立たない」

第1段落は認める。

第2段落は争う。

第3段落は認否の対象ではないため除外する。

7 「7 被告（原文ママ）引用判決（22～24頁）についての個別的反論」

(1) 「(1)東京土建訴訟判決」

第1段落は認める。

第2段落は原告が当該主張をしているとの限りで認め、その余は争う。

第3段落は東京土建訴訟判決が労働組合の事件であること、役職手当の支払等を認めているとの限りで認め、その余は争う。

(2) 「(2)花柳流花柳会訴訟判決」

第1段落は認める。

第2段落は東京高裁が当該判示をしたとの限りで認め、その余は争う。

(3) 「(3)「減税日本」訴訟判決」

争う。

8 「8「無効確認」に関する被告引用判決について」

(1) 「前文」

原告が当該主張をしているとの限りで認め、その余は認否の対象ではないため除外する。

(2) 「(1)平成23年民主党判決」

第1段落は認める。

第2段落は原告が当該主張をしていること及び当該判決が当該判示をしているとの限りで認め、その余は争う。

第3段落は原告が当該主張をしているとの限りで認め、その余は否認ないし争う。

(3) 「(2)令和4年自民党判決」

第1段落は認める。

第2段落は認める。

第3段落は被告が当該主張をしているとの限りで認め、その余は争う。

(4) 「(3)日本新党当選無効請求訴訟」

第1段落は認める。

第2段落は最高裁判例解説に当該記載があるとの限りで認め、その余は争う。

第3段落は日本新党当選無効請求訴訟が当選訴訟であること、最高裁判例解説に当該記載があるとの限りで認め、その余は争う。

以上